

宅地擁壁の専門家派遣制度のご案内

制度の概要

近年、頻発化・激甚化する、台風や大雨、地震等の自然災害に備えるため、老朽化した危険な擁壁の安全対策工事を検討している所有者の方等の相談に対して、無料で、専門家を派遣し、現地調査等により、擁壁の危険度や改修計画案、概算工事費などを提案し、技術的な課題について助言を行う「宅地擁壁の専門家派遣制度」を創設しました。まずは、お気軽にご相談ください。

このような状態の擁壁は注意が必要です！

大きなひび割れ
はないですか？

水抜き穴は設置
されていますか？

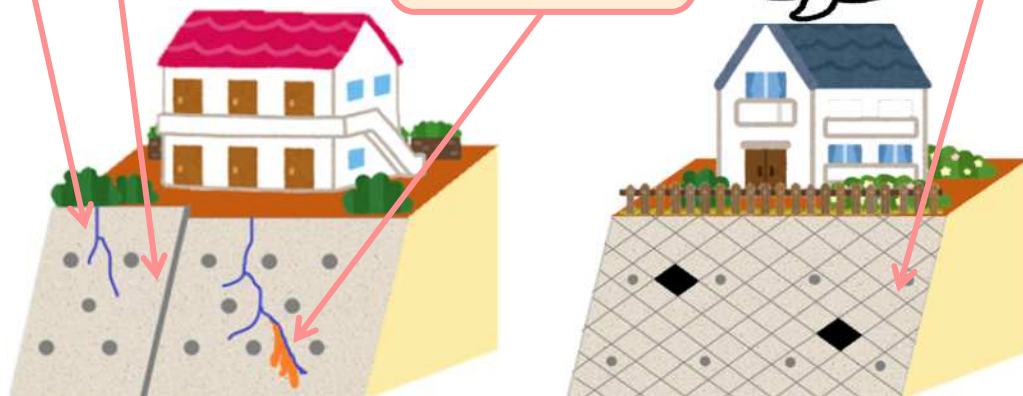
ブロック積擁壁の目地が開いたり、
一部の石がせり出したりして
いませんか？

継ぎ目がずれて
いませんか？

擁壁内部から
茶色い水が染み出
ていませんか？

家の擁壁は
大丈夫かな？

皆様の相談に
のります！



調査イメージ



【問合せ先】仙台市都市整備局宅地保全課
電話 022-214-8450 FAX 022-214-8598

対象となる方

○擁壁を所有する方, 又は擁壁を所有する方から承諾を得ている方

対象となる要件

○擁壁の高さが2mを超えるもので, 平成18年の宅地造成等規制法改正前に造られた擁壁が対象です。ただし, 一定程度の危険性(変状)が確認された場合は対象となることもあります。

専門家が実施する内容

○擁壁の状態について現地を確認し, 技術的な見地から擁壁の危険度を診断し, 改修などの必要性や工事方法等について助言を行い, 概算の工事費等について説明します。

派遣の申込み方法

○申込みは, 申請書に必要な関係書類を添えて, 当課まで提出してください。詳しくは, 当課までお問い合わせください。

相談～助言までの流れ

